

高等専門学校評価基準及び
選択的評価事項の分析に
当たっての留意点等について

※ 留意点の文言に付した下線（マーク）は、特に注意をしていただきたい事項等を示したもので、この部分だけに留意すればよいという意味ではないことにご注意願います。

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また、学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。

1-1-① 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

【留意点】

- 目的とは、「高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等」をいう。各高等専門学校が持つ設立の趣旨、理念、歴史、環境条件、教育資源等を踏まえた上で、**それぞれの学校の個性や特色に応じて**、機関としての目的が明確に定められ（明文化され）、**成果はその達成状況が検証可能なもの**であることが必要。
- 目的の中の「**達成しようとしている基本的な成果**」には、「**学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等**」の内容が明確に示されていることが必要。専攻科を設置している場合、「**学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等**」については、**準学士課程卒業時と専攻科課程修了時の違いが明確であることが必要**。
- 各学科及び専攻科の目的は、学則、学科規則、専攻科規則などの適切な形式により定めることが必要。
- 高等専門学校が運営に関する中期目標等を有しており、その達成状況等を認証評価に反映させたい場合には、その基本的な内容を目的として位置付けることも可能。
- 目的の内容が学校教育法第115条に規定された目的に適合するものであるかどうかについて分析。
- 認証評価のために新たに「目的」を定めるのではなく、認証評価を受ける時点での高等専門学校の掲げる目的を記載し分析。ただし、**自己点検・評価の結果、社会や時代の要請等により見直し、修正した場合には修正した目的を記載**。（目的と言えども適宜見直すことが求められている。）
- **基準2、3、4の「目的」については、主に「高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針」として分析・評価し、基準5、6、9の「目的」については、主に「養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等」として分析・評価。**

< 関連法令等 >

・ 学校教育法

（第115条）高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

・ 高等専門学校設置基準

（第3条）高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学則、学科規則、専攻科規則、学校概要、学生便覧、履修要項、学生募集要項、シラバス、ウェブサイト等の該当箇所

1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【留意点】

- 「周知されている」とは、ガイダンス等により「周知を図る取組」を実施するだけでなく、学校の構成員（教職員及び学生）が「実際に知っている」ことを学校として把握していることが必要。
- 「学校の目的を学校の構成員（教職員（非常勤を含む）及び学生）に知らしめる取組（教職員会議や新入生ガイダンス等）が実施されているか」、「実際に構成員が知っているか」の両面について分析。また、アンケート等により、目的を実際に知っている状況の把握に基づいて分析。
- 目的を達成するためには、構成員の共通理解が必要。
- アンケート等により周知状況が低い状態となっている場合、周知の改善の取組はなされているか。特に、教育目的を全く知らないと回答した学生に対する周知の改善策はなされているかについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教職員の会議や教職員研修等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等の該当箇所
- ・ 授業や新入生ガイダンス、教室等への掲示等での周知の取組に対しては、その記録や資料等の該当箇所
- ・ 高等専門学校目的が明記された教職員用の冊子の該当箇所
- ・ 学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子の該当箇所
- ・ 教職員及び学生が実際に知っていることを示すデータ（高等専門学校の目的の認知度に関するアンケート等によって示す場合には、その結果等、周知の程度や効果を示すデータ）

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

【留意点】

- 学校の構成員以外の社会一般（中学生や中学校だけでなく、就職先の企業や進学先、地域等を含む。）に対し、刊行物、ウェブサイトへの掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、組織的かつ積極的に公表されているかを分析。
- 配布している冊子やパンフレット等に目的の記載がなされているか、また、配布先、配布部数等を確認の上、公表されている状況を分析。

<関連法令等>

・学校教育法施行規則

- （第172条の2）大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第179条において高等専門学校に準用）
- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
 - 二 教育研究上の基本組織に関する事
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 高等専門学校の目的が明記された学校概要等の冊子の該当箇所
- ・ 高等専門学校の目的が明記されたウェブサイトの掲載箇所

- ・ 入試説明会、ガイダンス等で公表されている場合には、そのパンフレット等の該当箇所
- ・ 公表の程度や効果を示すデータ（冊子やパンフレット等の配布先、配布部数、ウェブサイトの利用状況等）等の公表状況が把握できる資料

基準 2 教育組織（実施体制）

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、教育の目的に照らして適切なものであること。

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 学科の構成の分析に当たっては、学科の種類とその目的・内容を明示。
- 学科の目的・内容が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、基準 1 に記載した学校が掲げた教育の目的に適合しているかについて分析。

<関連法令等>

・学校教育法

（第 116 条）高等専門学校には、学科を置く。

2 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

・高等専門学校設置基準

（第 4 条）高等専門学校の学科は、専攻分野を教育するために組織されるものであつて、その規模内容が学科として適当と認められるものとする。

（第 4 条の 2）学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。

2 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 高等専門学校は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

（第 5 条）高等専門学校においては、同一の学科につき同一の学年の学生をもつて 1 又は数個の学級を編制するものとする。ただし、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもつて学級を編制することができる。

2 1 学級の学生の数は、40 人を標準とする。

（第 27 条の 3）高等専門学校及び学科（以下「高等専門学校等」という。）の名称は、高等専門学校等として適当であるとともに、当該高等専門学校等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学科の構成、目的・内容が把握できる資料（学則、学科規則、学校概要等の該当箇所、組織図等）
- ・ 学校の教育目的と、各学科の目的との適合性・対応関係等を示す資料
- ・ 学科の構成の適切性を新たに見直した場合には、その審議状況のわかる資料

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科の構成の分析に当たっては、専攻科の種類とその目的・内容を明示。
- 専攻科の目的・内容が、学校教育法の規定に適合しているかどうかとともに、基準 1 に記載した学校が掲げた教育の目的に適合しているかについて分析。

<関連法令等>

・学校教育法

（第 119 条）高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1 年以上とする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 専攻科の構成、目的・内容が把握できる資料（学則、専攻科規則、学校概要等の該当箇所、組織図等）
- ・ 学校の教育目的と、各専攻の目的との適合性・対応関係等を示す資料
- ・ 専攻科の構成の適切性を新たに見直した場合には、その審議状況のわかる資料

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 全学的なセンター等の構成の分析に当たっては、センター等の種類とその概要を明示。
- 教育水準の維持・向上及びその教育内容を学術の発展に即応させるために必要な研究が行われているという観点から、全学で共通的に利用するセンター等の構成や役割、実際の活動状況が、学校が掲げた教育の目的に適合しているかどうかについて分析。
- 全学的なセンターの活動の成果がどのように学生の通常教育（授業、実験、卒業研究、専攻科の研究など）に還元されているかに留意。
- センター等の範囲については、情報処理学習のための情報処理センター、産学連携を図るための産学連携推進センター等、全学的な教育研究を実施するための施設が該当し、図書館、学生寮は除く。ただし、この観点で、研究を実施することを主たる目的とするセンターを取り上げる場合には、それがどのように教育の目的と係わっているのか（教育での利用や効果等）について示すことが必要。その際、センター等の目的・内容に、教育活動に関する目的・内容が明示されていることや実際の教育上の活動（利用）状況等から分析することが必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ センター等の構成、目的・内容が把握できる資料（学則、学校概要等の該当箇所、組織図等）
- ・ 教育組織の一部としてのセンター等の役割が把握できる資料（運営規則等）の該当箇所
- ・ 学校の教育目的（研究活動ではなく、教育活動を展開する上での目的）との適合性、対応関係等を示す資料
- ・ 全学的な利用に供していることを示す資料

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

2-2-① 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

【留意点】

- 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が、その役割、人的規模・バランス、体制間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化等を含め、規則等から整備されているかどうかについて分析。さらに、その体制が教育活動に係る重要事項を審議するなどの活動（審議回数・内容等）を行っているかどうかについて具体的に分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 当該事項を審議するための組織の構成図、運営規則等
- ・ 当該事項の審議内容を記した会議の議事録等

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

【留意点】

- 相互に関連を持つ一般科目及び専門科目の授業の内容や進捗について、教育課程全体から見た調整等が、担当する教員間の連携等により、必要に応じて行われているかどうかについて分析。さらに、その内容及び結果等から機能的に行われているかどうかについても分析。なお、当該観点では、委員会等の実施体制が整備されていることを分析することが主眼ではなく、実質的に機能しているかを分析することが重要。
- 実質的に機能していることを分析する際には、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携等の内容を具体的に示して分析することが必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携を示す会議の議事録等
- ・ 一般科目及び専門科目での科目間連携に関する検討の記録等の該当箇所
- ・ 一般科目及び専門科目での科目間連携の内容が確認できるシラバス等の該当箇所等

2-2-③ 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

【留意点】

- 教育活動の展開において、「教員の教育活動」を円滑に実施するための物的ならびに人的支援体制が機能しているかどうかについて分析。
- 学生への学習支援ではなく、教員が行う教育活動への支援を行う体制を分析。ただし、事務職員、技術職員、（助手を置いている場合には）助手等の教育支援者等の適切な配置状況（組織・人数、支援内容など）については、観点3-3-①で分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育支援活動の実績を示す資料（物的、人的、財政的バックアップ等）
- ・ 教育支援活動についての審議内容を記した会議の議事録等

基準3 教員及び教育支援者等

3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 学校が掲げた教育の目的に沿って編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析。例えば、目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の人数を多く配置することや、ネイティブスピーカーの配置など、**目的と対応させた教員の配置**について分析することが必要。
- **高等専門学校設置基準**に定められた相当数の専任の一般科目担当教員（助手を除く）が配置されているかどうかについて分析。
- 一般科目担当教員（**非常勤を含む**）が、**各教員の専門分野と担当授業科目との整合性などの点で**、適切に配置されているかどうかについて分析。
- 専任教員数に助教の数も含めることができるので、その点を踏まえて分析。

<関連法令等>

・学校教育法

（第120条）高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

4 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

6 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

7 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

・高等専門学校設置基準

（第6条）高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員（助手を除く。次項及び第3項において同じ。）を置かなければならない。

2 教員のうち、第16条に規定する一般科目を担当する専任者の数は、次の各号に掲げる数を下つてはならない。

一 入学定員に係る学生を1の学級に編制する場合は、10人

二 入学定員に係る学生を2の学級に編制する場合は、12人

三 入学定員に係る学生を3の学級に編制する場合は、14人

四 入学定員に係る学生を4の学級から6の学級までに編制する場合は、14人に3学級を超えて1学級を増すごとに4人を加えた数

五 入学定員に係る学生を7以上の学級に編制する場合は、26人に6学級を超えて1学級を増すごとに3人を加えた数

5 高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

（第9条）教員は、1の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の高等専門学校における教育に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、高等専門学校は、教育上特に必要があり、かつ、当該高等専門学校における教育の遂行に支障がないと認められる場合には、当該高等専門学校における教育以外の業務に従事する者を、当該高等専門学校の専任教員とすることができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 一般科目担当教員の配置状況の適切性が把握できる資料（目的に対応した専任教員
- ・ 非常勤教員別配置状況等）
- ・ 各教員（非常勤を含む）の専門分野と担当授業科目の整合性が把握できる資料

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 学校が掲げた教育の目的に沿って編成された教育課程を展開するため、例えば、目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置することなど、**目的と対応させて各学校における見解も含めて分析**することが必要。
- 科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し。
- **高等専門学校設置基準**に定められた相当数の専任の専門科目担当教員（助手を除く）が配置されているかどうかについて分析。
- **高等専門学校設置基準**に定められた専門科目担当教員のうち相当数の専任の教授及び准教授が配置されているかどうかについて分析。（なお、高等専門学校設置基準に定められた教員数を基準に計算することに留意。）
- 専門科目担当教員（**非常勤を含む**）が、**各教員の専門分野と担当授業科目との整合性などの点で**、適切に配置されているかどうかについて分析。
- 専任教員数に助教の数も含めることができるので、その点を踏まえて分析。

<関連法令等>

・学校教育法

- （第 120 条）高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
- 2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
 - 4 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
 - 5 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
 - 6 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。
 - 7 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - 8 講師は、教授又准教授に準ずる職務に従事する。

・高等専門学校設置基準

- （第 6 条）高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員（助手を除く。次項及び第 3 項において同じ。）を置かなければならない。
- 3 教員のうち、工学に関する学科において第 16 条に規定する専門科目を担当する専任者の数は、当該学校に 1 の学科を置くときは 8 人、2 以上の学科を置くときは 8 人に 1 学科を超えて 1 学科を増すごとに 7 人を加えた数を下つてはならない。この場合において、1 学科の入学定員に係る学生を 2 以上の学級に編制するときは、これらに 1 学級を超えて 1 学級を増すごとに 5 人を加えるものとする。
 - 4 工学に関する学科以外の学科において第 16 条に規定する専門科目を担当する専任者の数は、別に定める。
 - 5 高等専門学校は、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- （第 7 条）高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。
- （第 8 条）**専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の 2 分の 1 を下つてはならない。**
- （第 9 条）教員は、1 の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。
- 2 専任教員は、専ら前項の高等専門学校における教育に従事するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、高等専門学校は、教育上特に必要があり、かつ、当該高等専門学校における教育の遂行に支障がないと認められる場合には、当該高等専門学校における教育以外の業務に従事する者を、当該高等専門学校の専任教員とすることができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学科ごとの専門科目担当教員の配置状況の適切性が把握できる資料（目的に対応した専任教員・非常勤教員別配置状況等）
- ・ 各教員（非常勤を含む）の専門分野と担当授業科目の整合性が把握できる資料

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 学校が掲げた教育の目的に沿って編成された教育課程を展開するため、例えば、目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置することなど、**目的と対応させて各学校における見解も含めて分析**することが必要。
- 専攻科の授業科目担当教員（**非常勤を含む**）が、**各教員の専門分野と担当授業科目との整合性などの点で**、適切に配置されているかどうかについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 専攻ごとの授業科目担当教員の配置状況の適切性が把握できる資料（目的に対応した専任教員・非常勤教員別配置状況等）
- ・ 各教員（非常勤を含む）の専門分野と担当授業科目の整合性が把握できる資料

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

【留意点】

- 高等専門学校目的や現状に応じて、教員組織の活動をより活発化させるための**適切な措置の具体例**（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、これにとらわれることなく学校の目的に照らして、適切な事項についての具体例）**に加えて、その措置に関する実績**についても分析。
- 年齢構成に対する適切な措置については、高等専門学校設置基準にも規定されていることから必ず分析することが必要。その際には、教員の年齢構成について、学校の現状を分析するとともに、**均衡ある年齢構成に向けた取組への配慮**がなされているかについて、実際の年齢構成等、その内容・実績を分析することが必要。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準（第6条）

6 高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教員年齢構成や性別構成の一覧及びその実現のために行っている措置や配慮の具体例（例えば、教員の年齢構成の均衡を図るための採用方針、公募要項など）
- ・ 教育経歴、実務経験を持つ者の採用に関する方針
- ・ 学位取得に対する支援内容や取得実績
- ・ 任期制や公募制を導入している場合には、その実施状況及び規則
- ・ 外国人教員の確保がなされている場合には、その採用状況
- ・ 優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要及び実施状況
- ・ 女性教員、外国人教員を積極的に採用している場合には、その措置の内容及び関連規定
- ・ 企業研修をあげている場合は、その成果と具体的な研修支援
- ・ 校長裁量の予算配分をあげている場合は、具体的な配分実績の状況
- ・ ゆとりの時間の確保策（週に一度授業のない日の設定）、サバティカル制度などをあげている場合は、その具体的運用と効果
- ・ 他の教育機関との間の人事交流がある場合、その実績

3-2 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

3-2-① 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

【留意点】

- 「全教員（非常勤講師を含む）の教育活動に対して、学校による定期的な評価」とは、**校長またはその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価など**が該当する。これらを実施するための体制（仕組み）が整備されていること、実際に評価が行われていることについて分析。また、**その結果「把握された事項」に対して教員組織の見直し等、適切な取組**（例えば、観点3-1-①から③の適切性が、評価結果を利用して見直されている状況など）について分析。
- 個々の教員の資質向上を目的としたものは、基準9で分析する。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に提示。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学校長等が行う教員の教育活動に対する定期的な評価の規則、実施例等
- ・ 授業評価アンケート等を実施している場合には、その実施状況と学校の行う教育活動の評価への反映を示す資料
- ・ 教育活動に関する教員による自己評価を実施している場合には、その状況と学校が行う「教員の教育能力」の評価への反映を示す資料
- ・ 評価の結果把握された事項に対する教員組織の見直し等の適切な取組の具体例を示す資料

3-2-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

【留意点】

- 教員の採用や昇格等に関する**規定等や基準（教育能力や研究業績等）となるもの**が「明確かつ適切に定められていること」とその規定等が「適切に運用されていること」の2つの視点から分析が必要。
- **非常勤講師の採用等**についても分析。
- 採用や昇格等に関する規定が**高等専門学校設置基準に適合するものであること**とともに、採用や昇格に関して**教育上の能力**をどのように考慮・評価しているかについても分析。

<関連法令等>

・ 高等専門学校設置基準

（第11条）教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい**教育上の能力を有する**と認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- 三 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（第12条）准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者
- （第13条）講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 第11条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
 - 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
 - 三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者
- （第13条の2）助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
- 一 第11条各号又は第12条各号のいずれかに該当する者
 - 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- （第14条）助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 学士若しくは短期大学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育上の能力に関する内容を含んだ教員の採用基準、昇格基準
- ・ 教育上の能力を考慮・評価するプロセスを含んだ教員の採用や昇格に関しての手続き規定
- ・ 教育上の能力に関する評価の実施状況を把握できる資料

3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されていること。

3-3-① 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

- 事務職員、技術職員等の教育支援者の配置状況（組織・人数、支援内容など）について分析することが必要。
- 助手を配置している場合には、助手についても分析。

<関連法令等>

- ・ 学校教育法
 - （第37条）14 事務職員は、事務に従事する。
 - （第60条）6 技術職員は、技術に従事する。
- ・ 高等専門学校設置基準
 - （第7条）高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。
 - （第10条）高等専門学校には、その運営のために必要な相当数の事務職員その他の職員を置かなければならない。
 - （第25条）
 - 2 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生課等事務組織図と役割分担を示す資料や事務職員、技術職員及び司書の配置状況等、教育活動に関わる事務分掌及び教育活動に対する支援内容が把握できる資料
- ・ 教育活動に関わる技術職員、助手等の具体的な活用状況が把握できる資料
- ・ 教育支援者等の具体的な人員配置状況が把握できる資料

基準 4 学生の受入

4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

【留意点】

- 当該観点では、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか」と「学校の教職員に周知されているか」と「将来の学生を含め理解されやすい形で社会に公表されているか」の3つの視点から分析が必要。
- 入学者選抜としては、例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。
- 「明確に定められているか」については、明文化されているとともに、**社会（特に準学士課程にあつては中学生）にわかりやすい表現**であることの分析が必要。
- 「学校の教職員に周知されているか」については、周知を図る取組とともに、教職員が実際に知っている状況についての分析が必要。
- 当該観点では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）という名称が用いられているかではなく、**求める学生像及び入学者選抜の基本方針等**が明確に定められていることが重要。

<関連法令等>

・学校教育法

（第118条）高等専門学校に入学することのできる者は、第57条に規定する者とする。

（学校教育法第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。）

・学校教育法施行規則

（第165条の2）大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。（第179条において高等専門学校に準用）

一 卒業の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 **入学者の受入れに関する方針**

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

（第172条の2）大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第179条において高等専門学校に準用）

一 大学の教育研究上の目的及び**第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること**

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

（第177条）学校教育法第119条第2項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 短期大学を卒業した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

三 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了

した者
六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）本文
- ・ 入試説明会時の資料、学校要覧、学生募集要項等、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が記載されている刊行物やウェブサイトの該当箇所
- ・ 公表状況を示すデータ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトの利用状況等）
- ・ 教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合には、その議事録等
- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を教職員が実際に知っている状況を把握した資料・データ

4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

【留意点】

- 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）（特に入学者選抜の基本方針）と入学者選抜方法（学力選抜、推薦選抜、面接内容、配点・出題方針等）との関連を明示しつつ分析。
- 当該観点では、「受入方法が採用されているか」と「適切に実施されているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準
（第3条の2）入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 入学者選抜要項
- ・ 面接要領
- ・ 入学試験実施状況
- ・ 過去3年程度の入試問題

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】

- 実際に入学した学生が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証結果を分析。
- 入学者選抜方法等の具体的な検証内容及び検証結果、さらに、この結果を踏まえた具体的な改善事例について分析。
- 当該観点では、「検証しているか」と「改善に役立てているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に記載された学生の資質等について、入学後に学生に対して検証していることを示す資料
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図るための会議等の規則
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録等

4－3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

4－3－① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- 学科・専攻ごとに実入学者数と入学定員について、**過去5年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析**することを想定。
- 大幅に超えている、又は大幅に下回る場合には、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているかどうかを分析。

<関連法令等>

・高等専門学校設置基準

(第4条の2)

- 2 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 高等専門学校は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 入学者の状況（入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数等）を示す資料
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録や改善を図った取組状況等

基準 5 教育内容及び方法

<準学士課程>

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

【留意点】

- 当該観点では、準学士課程について定められた達成目標である「学生が卒業時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等」や各学科の到達目標等に照らして、授業科目の配置を基に教育課程が目標を達成できるように体系的に編成されているか分析。
- また、各学科の専門に照らして体系的に編成されていることについても分析。
- 授業科目が学年ごとに適切に配置されているかについては、例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。
- 「教育課程が体系的に編成されているか」と「授業の内容が教育の目的を達成するために適切なものになっているか」の2つの視点から分析が必要。
- ※ 教育課程の編成及び実施に関する方針を定めていることに留意。

<関連法令等>

- ・学校教育法施行規則
(第165条の2) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。（第179条において高等専門学校に準用）
 - 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。
- ・高等専門学校設置基準
(第15条) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- (第16条) 高等専門学校の授業科目は、その内容により、各学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目に分ける。
- (第17条) 高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
 - 2 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成するものとする。
 - 3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分）とする。第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
 - 三 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して高等専門学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
 - 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
 - 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
 - 7 第1項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。
- (第17条の2) 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合につい

- でも、同様とする。
- 3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 授業科目の開設状況が教育の目的に照らして、体系的に編成されていることが把握できる資料（一般教育科目・専門教育科目等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
- ・ 教育の目的の各項目と開設されている各授業科目等との対応を示す資料
- ・ 教育の目的に照らした授業科目系統図、教育課程概念図
- ・ 授業時間割
- ・ 授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が教育の目的を達成するために適切になっていることが把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材、授業で使用したプリント等

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【留意点】

- 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等のそれぞれに対する学校の考え方を示した上で、教育課程の編成又は授業科目の内容への具体的な配慮を分析する。（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。なお、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成を分析対象に含める。）
- ここでは、教育課程の編成について分析するため、正規の教育課程の編成以外の補習や補講は含まないことに留意。（なお、ここでいう補充教育とは、教育課程の編成に関わるものであり、正規の授業外として行う補習や補講とは異なる。）
- 学生の多様なニーズに対応した教育課程の編成又は授業科目の内容の配慮には、最先端の技術に関する教育や資格取得に関する教育なども含む。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準
 - （第19条）高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校の定めるところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - （第20条）高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。
 - 2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は30単位を超えないものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 他学科の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則等
- ・ 他の高等教育機関との単位互換を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則、協定書等
- ・ インターンシップによる単位認定を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則等（実施要項、提携・受入企業、派遣実績・単位認定実績等）
- ・ 専攻科課程教育との連携を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則等
- ・ 補充教育を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料（対象者、開設科目、時間割等）
- ・ 国際的に活躍できる技術者の養成を学校の目的に掲げている場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成に対する取組の把握できる資料。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【留意点】

- 当該観点では、授業形態のバランスについて、教育の目的に照らして分析。
- 学習指導法の工夫（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、これにとらわれることなく教育の目的に照らして、適切な学習指導方法の工夫。）については、教育内容に応じた工夫を行っている授業科目名、取組内容の具体例や実施状況を示しつつ分析。
- 当該観点では、教育目的に照らして「バランスが適切であるか」と「学習指導法の工夫がなされているか」の2つの視点から分析が必要。

< 関連法令等 >

・ 高等専門学校設置基準

- （第17条の2）高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等の該当箇所
- ・ 授業形態の組合せ・バランスが教育の目的に即していることが把握できる資料
- ・ 学習指導法の工夫が教育内容に応じていることを把握できる資料（シラバス、受講学生数、履修学生数及び単位修得学生数が把握できる資料、該当する事項を記した冊子等の資料）

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

【留意点】

- 教育課程の編成の趣旨に沿って、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標、評価方法等が記載されたシラバスが作成され、教員及び学生に活用されているかについて分析。
- 活用されていることについては、教員及び学生が実際に活用していることを示すデータに基づいて分析。（例えば、アンケート結果や活用を促進するための方策に従って、実際に活用していることを示すデータ等の状況から、教員が実際の授業・成績評価等で、学生が授業選択時や事前学習等で、活用しているかどうかについて分析。）
- 45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示し、その実質化のための対策を講じているか（事前学修・事後の展開）について記述・分析。
- 当該観点では、シラバスの適切性に考慮し、「作成されているか」と「活用されているか」の2つの視点から分析が必要。

< 関係法令等 >

・ 高等専門学校設置基準

- （第17条の3）高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ シラバスの具体例
- ・ シラバス作成に関する規則
- ・ 学生や教員に対するアンケート等によるシラバスを活用していることを示すデータの結果等

5-2-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

【留意点】

- 創造性を育む教育方法の工夫（例えばPBL等）の内容について、学校としてどう捉え、どう展開しているか、具体例を示しつつ分析。
- PBL型の授業を行っていることや、創造型の演習を行っていることに加え、それらの授業等において、創造性を育むための教育方法の具体的工夫について分析。（行われている教育方法の具体的な工夫が、創造性を育成するものであることを分析。）
- インターンシップの活用が行われているかについて実施状況を示しつつ分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 該当科目のシラバス、教材、配付資料等、工夫の具体的な内容がわかる資料
- ・ インターンシップを実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、実施報告書、提携・受入企業、派遣実績・単位認定実績等）

5-3 豊かな人間性の涵養に関する取組が適切に行われていること。

5-3-① 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。

【留意点】

- 一般教育（一般科目、専門科目で行われている環境教育、倫理教育等）、特別活動、ホームルーム、校外実習・見学等の実施状況から、教育課程の編成において豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているかどうかについて分析。また、特別活動を高等専門学校設置基準で定められている90単位時間（1単位時間は標準50分。）以上実施しているかについても分析。
- 課外活動における配慮においては、教育課程の編成以外においても、教育の目的に照らして豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているかについて分析。
- 具体的にどのような人間性を涵養しようとしているのかを学校としてどう捉えているのかを踏まえて明記して分析することに留意。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準
（第17条）

7 第1項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 一般教育や特別活動の実施を示す授業時間割
- ・ 一般教育や特別活動の実施状況や内容により、豊かな人間性の涵養がなされていることを把握できる資料（テーマ一覧、シラバス、実施時の配付資料等）
- ・ ホームルームの実施状況や内容により、豊かな人間性の涵養がなされていることを把握できる資料（実施内容一覧、シラバス、実施時の配付資料等）
- ・ 学生指導の内容により、豊かな人間性の涵養がなされていることを把握できる資料（学生指導体制、実施要領、学生指導時の配付資料、指導報告書等）

- ・ 学校行事の実績や計画の内容により、豊かな人間性の涵養がなされていることを把握できる資料（行事一覧表、個々のプログラム、実施要領、活動報告書等）
- ・ 自治会活動、部活動等の体制や実績により、豊かな人間性の涵養がなされていることを把握できる資料（自治会活動一覧、部活動一覧、顧問の配置、活動時間、活動報告等）

5-4 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 成績評価・単位認定や進級・卒業認定に関する規定等に従って、実際の運用が適切に行われているかどうかについて、厳格性や客観性の確保の面も含めて分析。
 - 学生に周知されていることについては、実際に学生が知っている状況を示すデータを基に分析。
 - 特に1単位の履修時間が、授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目については、そのことを学生に周知させ、そのことを踏まえて評価しているかについても記述・分析。
 - 成績評価に関する学生からの意見申立の機会があるかどうかについても分析。
 - 追試、再試の成績評価方法についても分析。
 - 当該観点では、「規定が策定されているか」と「学生に周知されているか」と「適切に実施されているか」の3つの視点から分析が必要。
 - 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に提示。
- ※ 卒業の認定に関する方針を定めていることに留意。

<関連法令等>

- ・ 学校教育法
 - （第117条）高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。
- ・ 学校教育法施行規則
 - （第165条の2）大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。（第179条において高等専門学校に準用）
 - 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
 - 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。
- ・ 高等専門学校設置基準
 - （第17条）
 - 3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
 - 三 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して高等専門学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
 - 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
 - 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

- (第 17 条の 2) 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- (第 17 条の 3) 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- (第 18 条) 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167 単位以上（そのうち、一般科目については 75 単位以上、専門科目については 82 単位以上とする。）とする。ただし、商船に関する学科にあつては練習船実習を除き 147 単位以上（そのうち、一般科目については 75 単位以上、専門科目については 62 単位以上とする。）とする。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 17 条の 2 の授業の方法により修得する単位数は 30 単位を超えないものとする。
- (第 19 条) 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校の定めるところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (第 20 条) 高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。
- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は 30 単位を超えないものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 成績評価・単位認定規定
- ・ 進級・卒業認定規定
- ・ 成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準
- ・ 成績評価・単位認定及び卒業認定規定が学生に周知されていることを示すものとして、実際に学生が知っている状況を示すデータ及び学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所
- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・ 45 時間の学修を 1 単位とする単位計算方法を導入している場合には、1 単位の履修時間は、授業時間以外の学修を合わせて 45 時間であることを学生に周知させ、そのことを踏まえて評価していることが把握できる資料
- ・ 追試験・再試験実施に関する規定等
- ・ 成績評価が適切に実施されていることを示す資料（例えば、試験答案など）
- ・ 成績評価点の分布表
- ・ 単位認定に係る会議資料
- ・ 進級認定、卒業認定に係る会議資料

<専攻科課程>

5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-5-① 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 専攻科の教育課程が、**学科・専攻科科目関連図**等から、教育の目的に照らして、準学士課程の教育との**連続性、準学士課程の教育からの発展等**が考慮されたものであるかどうかについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学科・専攻科関連図、学科・専攻科科目関連図
- ・ 履修の手引きの該当箇所
- ・ 学科と専攻科の教育内容の連携の状況が把握できる資料

5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 当該観点では、専攻科課程について定められた達成目標である「学生が修了時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等」や各専攻における到達目標等に照らして、授業科目の配置を基に教育課程が目標を達成できるように体系的に編成されていることについて分析。
 - また、各専攻の専門に照らして体系的に編成されていることについても分析。
 - 授業科目が適切に配置されているかについては、例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。
 - 専攻科課程の教育の目的において、学士の学位取得を設定している場合には、これを可能とする授業科目編成になっているかについても留意しつつ分析。
 - 「教育課程が体系的に編成されているか」と「授業の内容が教育の目的を達成するために適切なものになっているか」の2つの視点から分析が必要。
- ※ 教育課程の編成及び実施に関する方針を定めているかに留意。

<関連法令等>

・ 学校教育法施行規則

- (第165条の2) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。（第179条において高等専門学校に準用）
- 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 授業科目の開設状況が教育の目的に照らして、体系的に編成されていることが把握できる資料（配置、年次配当、必修・選択等の別）
- ・ 教育の目的の各項目と開設されている各授業科目等との対応を示す資料
- ・ 教育の目的に照らした授業科目系統図、教育課程概念図
- ・ 授業時間割
- ・ 授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が教育の目的を達成するために適切になっていることが把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材、授業で使用了したプリント等

5-5-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等それぞれに対する学校の考え方を示した上で、教育課程の編成又は授業科目の内容への具体的な配慮を分析する。（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。なお、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成を分析対象に含める。）
- ここでは、教育課程の編成について分析するため、正規の教育課程の編成以外の補

習や補講は含まないことに留意。（なお、ここでのいう補充教育とは、教育課程の編成に関わるものであり、正規の授業外として行う補習や補講とは異なる。）

○ 学生の多様なニーズには、最先端の技術に関する教育なども含む。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 他専攻の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則等
- ・ 他の高等教育機関との単位互換を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則、協定書等
- ・ インターンシップによる単位認定を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料及びそれに関する規則等（実施要項、提携・受入企業、派遣実績・単位認定実績等）
- ・ 補充教育を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料（対象者、開設科目、時間割等）
- ・ 国際的に活躍できる技術者の養成を学校の目的に掲げている場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成に対する取組の把握できる資料。

5－6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5－6－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 当該観点では、授業形態のバランスについて、教育の目的に照らして分析。
- 学習指導法の工夫（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、これにとらわれることなく教育の目的に照らして、適切な学習指導方法の工夫。）については、教育内容に応じた工夫を行っている授業科目名、取組内容の具体例や実施状況を示しつつ分析。
- 当該観点では、教育の目的に照らして「バランスが適切であるか」と「学習指導法の工夫がなされているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等の該当箇所
- ・ 授業形態の組合せ・バランスが教育の目的に即していることが把握できる資料
- ・ 学習指導法の工夫が教育内容に応じていることが把握できる資料（シラバス、受講学生数、履修学生数及び単位修得学生数が把握できる資料、該当する事項を記した冊子等の資料）

5－6－② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 教育課程の編成の趣旨に沿って、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標、評価方法等が記載されたシラバスが整備されているかどうかについて分析。また、シラバスが教員及び学生に活用されているかについて分析。
- 活用されていることについては、教員及び学生が実際に活用していることを示すデータに基づいて分析。（例えば、アンケート結果や活用を促進するための方策に従って、実際に活用していることを示すデータ等の状況から、教員が実際の授業・成績評価等で、学生が授業選択時や事前学習等で、活用しているかについて分析。）
- 授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示し、その実質化のための対策を講じているか（事前学修・事後の展開）について記述・分析。
- 当該観点では、シラバスの適切性に考慮し、「整備されているか」と「活用されているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ シラバスの具体例
- ・ シラバス作成に関する規則
- ・ 学生や教員に対するアンケート等によるシラバスを活用していることを示すデータの結果等

5-6-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 創造性を育む教育方法の工夫（例えばPBL等）の内容について、**学校としてどう捉え、どう展開しているか、具体例を示しつつ**分析。
- PBL型の授業を行っていることや、創造型の演習を行っていることに加え、それらの授業等において、創造性を育むための、教育方法の具体的工夫について分析。（行われている教育方法の**具体的な工夫が、創造性を育成するものであること**を分析。）
- インターンシップの活用が行われているかについて実施状況を示しつつ分析。
- 準学士課程と専攻科課程の両方でインターンシップを実施することを評価しようとしているのではなく、実践的教育の一例として評価する。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 該当科目のシラバス、教材、配付資料等、工夫の具体的内容がわかる資料
- ・ インターンシップを実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、実施報告書、提携・受入企業、派遣実績・単位認定実績等）

5-7 教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7-① 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

- 学生に対して教養を授ける教育の実施状況や、学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析。（学校の目的を達成する上で、専攻科で修学するにふさわしい**教養を授ける教育、研究指導の内容を具体的に**分析。）

<関連法令等>
・ 学校教育法
（第119条）
2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等の教養を授ける教育の実施状況が把握できる資料の該当箇所
- ・ 技術職員などの教育的機能が活用されている場合には、その実施状況により専攻科で修学するにふさわしい研究指導であることが把握できる資料（技術職員の配置状況、研究補助等の内容等）
- ・ 複数教員による指導を行っている場合には、その指導が専攻科で修学するにふさわしい研究指導であることが把握できる資料（研究指導の基本方針、学生の研究テーマと指導教員一覧等）
- ・ 研究テーマ決定に対する指導を行っている場合には、その指導状況が専攻科で修学するにふさわしい研究指導であることが把握できる資料（研究テーマ決定に対する指導プロセス等）

5－8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

5－8－① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 成績評価・単位認定や修了認定に関する規定等に従って、実際の運用が適切に行われているかどうかについて、厳格性や客観性の確保の面も含めて分析。
 - 学生に周知されていることについては、実際に学生が知っている状況を示すデータを基に分析。
 - 特に1単位の履修時間が、授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目については、そのことを学生に周知させ、そのことを踏まえて評価しているかについても記述・分析。
 - 成績評価に関する学生からの意見申立の機会があるかについても分析。
 - 追試、再試の成績評価方法についても分析。
 - 当該観点では、「規定が策定されているか」と「学生に周知されているか」と「適切に実施されているか」の3つの視点から分析が必要。
 - 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に提示。
- ※ 修了の認定に関する方針を定めていることに留意。

<関連法令等>

・学校教育法

(第119条)

- 2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

・学校教育法施行規則

(第165条の2) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。（第179条において高等専門学校に準用）

- 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 成績評価・単位認定規定
- ・ 修了認定規定
- ・ 成績評価基準、単位認定基準、修了認定基準
- ・ 成績評価・単位認定及び修了認定規定が学生に周知されていることを示すものとして、実際に学生が知っている状況を示すデータ及び学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所
- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・ 1単位の履修時間が、授業時間以外の学修を合わせて45時間であることを学生に周知させ、そのことを踏まえて評価していることが把握できる資料
- ・ 追試験・再試験実施に関する規定等
- ・ 成績評価が適切に実施されていることを示す資料（例えば、試験答案など）
- ・ 成績評価点の分布表
- ・ 単位認定に係る会議資料
- ・ 進級認定、修了認定に係る会議資料

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力・資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか

【留意点】

- 準学士課程・専攻科課程ごとに、目的に掲げられた学校が意図する学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等の内容に照らして、実際に卒業（修了）時にそれらをどの程度達成しているか（達成状況）を学校として把握・評価するための方法（学生による達成度評価や達成度確認だけでは不十分。）と、取組状況（委員会等の設置・開催等）を分析。
- 達成状況の把握方法は、卒業認定、修了認定だけでは十分ではない点に留意。（ただし、選択科目がなく、すべてが必修科目である場合は、その限りではない。選択科目が含まれている場合には、それらのうちどの科目を履修することで達成していると判定しているかがわかる資料が必要。）
- 必要に応じて特別活動を含めて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 達成状況を把握・評価するための委員会等の組織体制、活動状況が把握できる規則、議事録等
- ・ 学生が卒業（修了）時まで身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等の各項目ごとに、達成状況の把握方法が確認できる資料

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 観点 6-1-①での学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力の達成状況の把握方法に対応させて達成状況を示し、学校として教育の成果や効果が上がっているかどうかを分析。この際、各教育目標に対応した分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 個々の学生の達成状況が確認できるデータ

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 教育の成果や効果が上がっているかどうかを、卒業（修了）後の進路の状況等に基づき、学校として分析。
- 卒業（修了）後の進路の状況等については、最近5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）、進学率（進学者／進学希望者数）や、就職先や進学先のデータを産業別（日本標準産業分類）、専門分野別（研究科・専攻、学部・学科）に分類した資料等に沿って分析。
- 単に就職率や進学率が高いことのみを分析するのではなく、就職先や進学先について、各学科・各専攻の養成する人材像や専門性が活かされる状況であるかなど、教育の目的との適合性に留意。

＜関連法令等＞

- ・学校教育法
(第122条) 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。
- ・学校教育法施行規則
(第178条) 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・就職率、進学率、全卒業（修了）生に対する就職者・進学者・その他・進路未決定者等の割合など、教育の成果や効果が上がっていることを示す資料
- ・就職先（産業別・職業別等）、進学先（教育機関別、専門分野別等）などの内容が教育の成果や効果と適合していることが把握できる資料
(いずれの資料においても、教育の成果や効果が上がっていることを、学校の掲げる教育目的に関する養成する人材像に照らして把握できることが必要。)

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 学習達成度評価とは、卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力について学生自身が評価したものである。その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているかどうかを学校としてどのように判断したかを分析。
- 各授業科目の達成度評価や単位修得状況による達成状況の確認ではなく、教育の達成目標を達成したかどうかについての学生による直接の達成度評価であることに留意。
- 学生からの意見聴取は、卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力の達成状況を把握する内容であることが必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・学生が行う学習達成度に関するアンケート調査資料及びその結果
- ・学生による授業評価や満足度評価の場合には、その授業ごとに達成すべき内容の達成度評価ではなく、卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力の達成度の評価に関する項目についての該当箇所（様式及び回答結果等）

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が、学校の目的に沿った学力や資質・能力を、実際に身に付けているかどうかの達成状況に関する意見の聴取であることに留意。
- 教育の成果や効果が上がっているかどうかを、卒業（修了）生や進路先などの関係者からの、卒業（修了）後の成果等の意見に基づき、学校として分析する。
- 当該観点では、「取組を実施しているか」と「教育の成果や効果が上がっているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 卒業（修了）生、進路先等に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要を示す資料（聴取対象者、実施時期、聴取内容及び結果等）
- ・ 卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する取組の実施状況が把握できる資料
- ・ 学力や資質・能力の内容項目ごとに、聴取した意見の結果が把握できる資料

基準 7 学生支援等

7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 各学科・各専攻によりガイダンスや相談・助言の実施状況が異なる場合には、一部の学科・専攻のみの活動なのか、学校全体の活動なのかを示す必要がある。
- 編入学生や留学生に対してのガイダンスについても示す。
- 当該観点では、ガイダンスが「整備されているか」と「適切に実施されているか」並びに、相談・助言体制が「整備されているか」と「機能しているか」のそれぞれ2つの視点から分析が必要。
- 相談・助言体制の整備面については、その内容を分析。また、当該観点における機能面については、学生の利用実績や満足度等を基に分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ ガイダンスの実施及び内容を把握できる資料（スケジュール、担当者、対象者別実施回数、参加状況、学習を進める上での適切なガイダンスとなっていることを示す配付資料等）
- ・ オフィスアワーの実施状況（オフィスアワー一覧表等）
- ・ 電子メールによる相談・助言体制
- ・ 学習相談、助言の実施体制の学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所）
- ・ 学習相談、助言の実施体制の利用実績

7-1-② 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

【留意点】

- 効果的な利用について、利用実績や利用満足度等からの分析も可。
- 当該観点では、自主的学習環境（例えば、自主学習スペース、図書館等が考えられる。）及びキャンパス生活環境等が「整備されているか」と「効果的に利用されているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生の自主的学習に供されている各施設・設備の整備状況（部屋数、収容人数、机、パソコン、工作機器等の台数等）、利用計画、利用規定、学生に対する利用案内及びその配付状況等
- ・ 学生の自主的学習への配慮（図書館の延長開館、講義室の利用許可等）が把握できる資料（利用規定等）
- ・ 各施設・設備の利用状況、利用実績（学生の入室数、工作機器等の利用件数、利用延べ時間等）

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）を把握しているかについて、学生の意見を汲み上げる制度の内容、その実施状況、ニーズの把握状況等を具体的に分析。なお、この観点では、学生のニーズがどのような活動に活かされているかを分析する必要はない。
- 機能面については、支援体制による活動の状況（資格試験や検定試験の実績、外国留学の実績など）を分析。
- 当該観点では、「学生のニーズが把握されているか」、「支援体制が整備されているか」、「支援体制が機能しているか」の3つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

・学校教育法施行規則

- （第176条）校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。
- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第20条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第179条において準用する第59条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学習支援に関する学生のニーズを汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ 学生との懇談会が実施されている場合には、内容報告等における学習支援に関する学生のニーズを把握している該当箇所
- ・ 意見投書箱等が設置されている場合には、設置状況、学習支援に関する意見例等
- ・ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配付プリント等
- ・ 資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等
- ・ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規則、単位認定実績等
- ・ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規則、留学実績等

7-1-④ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【留意点】

- 学習支援面において、特別な支援が必要と考えられる学生（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）に対して有効な支援体制が整備され、必要に応じて行われているかについて分析。
- 支援体制による活動の実施状況や特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対する効果や貢献などを分析。
- 当該観点では、学習支援体制が「整備されているか」と「必要に応じて学習支援が行われているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表、指導・支援内容一覧、指導マニュアル等
- ・ 特別カリキュラム、特別クラスの編成状況、補習授業の開設・実施状況（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、受講者数等）
- ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）
- ・ 編入学生に対する入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容が記載された資料等
- ・ 編入学生に対して入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等）

- ・ 障害のある学生に対する支援体制（ノートテーカー等）の整備状況
- ・ 社会人学生に対する情報提供（電子メール、ウェブサイト等）
- ・ 社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等）

7-1-⑤ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】

- **機能面**については、**支援体制による支援活動の実施状況**を分析。
- 学生の個人的な活動実績などの部活動自体の実績を問うているものではなく、学校としての支援活動の実績を分析。
- 当該観点では、支援体制が、「整備されているか」と「適切な責任体制の下に機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 課外活動に関する規定、組織図
- ・ 課外活動に対する支援の活動内容一覧表、担当顧問一覧、顧問会議資料
- ・ 運営費の収支決算書
- ・ 支援活動の実績を示す資料
- ・ 施設の整備状況（学生会室、サークル棟等）

7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

7-2-① 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- **機能面**については、**指導・相談・助言体制による活動の実施状況**などを分析。
- 当該観点では、指導・相談・助言体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規則、委員会資料等
- ・ 主事、委員会等による指導の内容
- ・ 学生相談室、保健センター等の概要（設置規則、相談員、カウンセラーの配置、学生に対する相談の案内等）
- ・ 各種ハラスメント等の相談取扱要項
- ・ 相談・助言の体制の利用実績、相談・対応例
- ・ 奨学金、授業料減免、特待生、緊急時の貸与等の制度の概要、規則、学生・保護者向けの案内、実績等

7-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【留意点】

- 生活面において、特別な支援が必要と考えられる学生（例えば、留学生、身体障害、発達障害、学習障害のある学生等が考えられる。）に対して**有効な支援を行うことのできる状況にあり、必要に応じて行われているか**について分析。
- 留学生については、留学生指導教員やチューターの配置などの支援状況や支援実績等も分析。

※ 特に障害のある学生について、関係法令の趣旨を考慮して配慮しているかに留意。

<関連法令等>

・障害者差別解消法

(第5条) 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(第7条) 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(第8条) 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表、指導・支援内容一覧等
- ・ 留学生に対する施設・設備の整備状況
- ・ 留学生に対する生活支援の状況
- ・ 障害のある学生に対する支援状況
- ・ 障害のある学生に対するチューターの配置状況

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【留意点】

- 学生寮が設置されている学校においては、学生寮の構成を記述し、それらの生活及び勉学の間としての整備状況、管理・運営体制、その他様々な支援体制等を基に機能の状況を分析。
- 教育寮としての役割も分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生寮が勉学の間として機能していることを示す資料
- ・ 学生寮の設置状況（料金体系を含む）、入寮状況、施設・設備の整備状況等
- ・ 学生寮の管理組織に係る規定、組織図
- ・ 学生寮の規則、寮内の自治組織の概要・規定
- ・ 学生寮内の自習室・談話室等の整備状況（設置・配置状況、面積、机の数、利用時間、利用規定等）
- ・ 自習時間の設定状況
- ・ 欠課・欠席の多い寮生に対する指導内容、在室点検簿

7-2-④ 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 機能面については、この体制による活動の実施状況や学生に対する効果や貢献などを分析。
- 当該観点では、体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。
- 学生の就職率や進学率は、機能面の間接的な根拠となるが、取組内容からの分析も必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学級担任や学年主任等の進路指導マニュアル、ガイダンス実施状況（スケジュール、対象者別実施回数、配付資料等）
- ・ 進路指導に関する委員会等の規定、組織図、会議資料
- ・ 進路指導室等の概要（担当者、指導内容、学生に対する利用案内、対応時間等）
- ・ 学生や保護者に対する進路に係る説明会・ガイダンス等の実施状況（スケジュール、対象者別実施回数、配付資料等）
- ・ 企業訪問スケジュール、訪問先、訪問件数

基準 8 施設・設備

8-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されていること。

8-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

【留意点】

- 学校の目的や教育研究組織及び教育課程に対応して、必要と考えられる校地・校舎や施設・設備及び高等専門学校設置基準において必須とする校地・校舎や施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が適切な安全管理の下に整備されているかとともに、学生や教職員による利用状況、稼働状況等から有効に活用されているかについて分析。
- 当該観点では、「整備されているか」と「適切な安全管理の下に有効に活用されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 施設・設備のバリアフリー化については、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされているかについて分析。
- 施設・設備の環境面への配慮については、教育研究にふさわしい環境整備への配慮・対応を分析。

<関連法令等>

・高等専門学校設置基準

- (第22条) 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。
- 2 運動場は、校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合に限り、その他の適当な位置にこれを設けるものとする。
- (第23条) 校舎には、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - 一 校長室、教員室、会議室、事務室
 - 二 教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）、研究室
 - 三 図書館、保健室、学生控室
- 2 校舎には、第1項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 3 高等専門学校には、校舎のほか、なるべく体育館及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- (第24条) 高等専門学校における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。
- 2 高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第4項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。
 - 一 入学定員に係る学生を1の学級に編制する場合は、1652.89平方メートル
 - 二 入学定員に係る学生を2の学級に編制する場合は、2644.63平方メートル
 - 三 入学定員に係る学生を3の学級に編制する場合は、3471.07平方メートル
 - 四 入学定員に係る学生を4の学級に編制する場合は、4132.23平方メートル
 - 五 入学定員に係る学生を5の学級に編制する場合は、4793.39平方メートル
 - 六 入学定員に係る学生を6の学級に編制する場合は、5289.26平方メートル
 - 七 入学定員に係る学生を7以上の学級に編制する場合は、5289.26平方メートルに6学級を超えて1学級を増すごとに330.58平方メートルを加えた面積
- 3 工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 当該学科の入学定員に係る学生を、1の学級に編制するときは1652.89平方メートル、2以上の学級に編制するときは1652.89平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積
 - 二 2以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、2以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積
- 4 工学に関する学科以外の学科に係る第2項の加える面積は、別に定める。
- 5 前3項に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該高等専門学校と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この項において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、前3項に定める面積に当該学

- 校等との共用部分の面積を含めることができる。
- (第 25 条) 高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。
- 2 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- (第 26 条) 高等専門学校には、教育上必要な場合は、学科の種類に応じ、実験・実習工場、練習船その他の適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。
- (第 27 条) 高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備を備えるものとする。
- (第 27 条の 2) 高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各施設・設備の整備状況（施設配置図、部屋数、面積、収容人数、開館時間、パソコンや工作機器等の数）、整備計画
- ・ 各種施設のパンフレット（設置・利用目的がわかる部分）
- ・ 利用計画・利用状況（講義室稼働率等）
- ・ 施設・設備を管理するための組織体制、業務内容等
- ・ 設備使用に関する規定、設備利用の手引き等適切な安全管理が行われていることが把握できる資料
- ・ バリアフリー化や環境面への配慮に関する施設・設備の整備状況、利用状況又は整備計画、利用計画等のバリアフリー化や環境面への配慮の取組を示す資料

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- ここでは現在一般的に考えられる学生のニーズに対して問うている。ニーズを把握する取組までは問わない。
- **活用面**については、教職員や学生による ICT 環境の**利用状況や稼働状況**を分析。
- 当該観点では、ICT 環境が「整備されているか」と「有効に活用されているか」の 2 つの視点から分析が必要。
- 学生や教職員の利用満足度が把握されている場合には、これも含めて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ ICT 環境の整備状況（パソコン等接続状況、学内 LAN 構成図、ネットワーク端末一覧、授業内外で学生の利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規定等）
- ・ セキュリティポリシー
- ・ セキュリティシステムの概要、ICT 環境の管理体制及び業務内容、講習会
- ・ 利用規則、利用する授業一覧、授業での具体的な利用を示す資料（シラバスの該当箇所等）、自主学習での利用状況（利用人数、利用延べ時間）

8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベルなどの系統性）に収集、整理されているかについて分析。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等进行分析。
- 当該観点では、「系統的に収集、整理されているか」と「有効に活用されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 学生の利用満足度が把握されている場合には、これも含めて分析。
- 開館時間への配慮や職員等によるガイダンス等の図書館の利用サービスに係る取組については、基準7（学生支援等）で分析。また、図書館の施設としての整備面に関する事項は観点8-1-①で分析。

＜関連法令等＞

・高等専門学校設置基準

（第25条）高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 図書等の資料（ソフトウェア、視聴覚教材等を含む。）の内訳、冊数等のデータ
- ・ 図書等の収集、整理方針、受入図書の決定方法、受入実績
- ・ 利用実績（図書等貸出数、図書館入館者数）等
- ・ 図書館の利用促進に向けた取組を行っている場合には、その内容が把握できる資料

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

【留意点】

- 当該観点では、「自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備されているか」と「自己点検・評価に必要なデータや資料が収集・蓄積されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 教育活動の実態を示すデータや資料とは、教育の状況について自己点検・評価を行うにあたり必要な教育活動に関する基礎的なデータや資料であり、各学校の目的や活動実態、評価の実施体制等により異なる。
- 教育の成果や効果を示すデータや資料の収集・蓄積状況に係る分析は必須。
- 評価を適切に実施できる体制については、委員会等の役割や実績をもとに、責任の所在が明確になっているかに留意。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育活動の実態を示す資料・データ等の収集体制が把握できる資料
- ・ 教育活動の実態を示す資料・データ等の蓄積状況が把握できる資料
- ・ 自己点検・評価報告書の該当箇所
- ・ 評価の実施体制が把握できる資料（組織構成図、関連規則等）

9-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

【留意点】

- 当該観点では、「自己点検・評価が適切に行われているか」と「意見聴取が反映されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 学校の構成員及び学外関係者（例えば、保護者、卒業（修了）生、就職・進学先の関係者等が考えられる。）の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているかを分析。
- 当該観点では、学校として策定した基準に基づいて、点検（分析）・評価されていることが重要であり、単に、意見の聴取結果を示すだけでは十分ではなく、評価していることを具体的に示すことが必要。
- 当該観点では、自己点検・評価が行われていることを分析することが重要であり、改善を行っていることを分析するものではない点に留意。（改善については、観点9-1-③で分析。）
- これまでに行った自己点検・評価に基づく分析でも良い。

<関連法令等>

・学校教育法

（第109条）大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（第123条において高等専門学校に準用）

・学校教育法施行規則

（第166条）大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

・高等専門学校設置基準

（第2条）高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、常にその充実を図り、もって教育水準の維持向上に努めなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学校の構成員からの意見聴取の実施状況（実施方法、回数、対象者等）、意見内容の例、アンケート結果集計表等に基づく、点検・評価の状況を示す資料
- ・ 学校の構成員からの意見聴取が行われていることを示すものとして、報告書としてまとめられている場合には、その報告書の該当箇所
- ・ 学校の構成員の意見が反映されている自己点検・評価報告書等の該当箇所
- ・ 学外関係者（卒業（修了）生、進学先、就職先等）からの意見聴取の実施状況（実施方法、回数、対象者等）、意見内容の例、アンケート結果集計表等に基づく、点検・評価の状況を示す資料
- ・ 学外関係者の意見がまとめられている場合には、その報告書の該当箇所
- ・ 学外関係者の意見が反映されている自己点検・評価報告書、外部評価報告書等の該当箇所

9-1-③ 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【留意点】

- 当該観点では、「自己点検・評価の結果を改善に結び付けられるようなシステムが整備されているか」と「方策が講じられているか」の2つの視点から分析が必要。
- 各種の評価とは、例えば、教育の成果や効果に関する評価、学校による教員の教育活動に関する評価、学生による授業評価、達成度評価、満足度評価、学習環境評価、学外関係者の外部評価、第三者評価等が考えられる。自己点検・評価において、各種の評価結果を反映している場合には、その改善状況についても分析。
- 自己点検・評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるシステムの整備状況について、**学内の委員会等の役割・権限・相互関係等の面**も含めて分析。また、これらのシステムの**機能面**について、教育課程の見直しの**具体的かつ継続的な方策の検討・実施状況**について、**評価結果を踏まえて改善に結び付ける運用がなされているかを分析**。改善した実例を挙げての分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各種委員会等の体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録、活動記録等）
- ・ 評価結果を改善策に結び付ける仕組みを把握できる資料（点検項目、評価結果、分析内容等）、活動実績等
- ・ 具体的かつ継続的な方策が講じられていることを具体的に示す資料（具体例を挙げて、評価結果が改善に結び付いていることを示す資料）

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

【留意点】

- **各種の評価結果に基づく**個々の教員の継続的改善の実施方法について**具体的改善の実例を示しつつ分析**。また、それらを学校として把握している状況について分析。
- 「改善を行う意向」ではなく、「**実際に改善を行っている**」ことを分析することが必要。
- 非常勤講師についても分析。
- 当該観点では、「改善を行っているか」と「学校として把握しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 評価結果の教員へのフィードバック状況（通知時期、方法、内容等）等、改善のための評価活動が機能していることを把握できる資料
- ・ 具体的改善方策の内容等（カリキュラム・授業方法・シラバス等の改善例、授業改善計画、評価結果と改善方策の対応表等）
- ・ 教員の改善活動報告書等、学校として把握していることを示す資料

9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

【留意点】

- 教員の研究活動（専門分野の研究及び教育方法等の研究）により得られた知見や成果等が教育内容・方法の改善に活かされているかどうかについて 具体的改善の実例を示しつつ分析。

＜関連法令等＞

- ・ 高等専門学校設置基準

（第2条）高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、常にその充実を図り、もって教育水準の維持向上に努めなければならない。

- 2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育方法の改善についての研究における成果を授業で実践した具体例等
- ・ 各教員の専門分野における研究成果を授業に取り入れ、教育の質の改善を行った具体例等
- ・ 学生を交えて研究を行うなど、各教員の専門分野における研究過程を教育の質の改善に役立てている具体例等

9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【留意点】

- 組織として資質の向上や教育の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを適切に実施しているかどうか、実施内容・方法及び実施状況（教員の参加状況等）について 具体例を示しつつ分析。なお、教員の資質向上を図るための取組については、学校主体で実施する研修会等以外にも、他機関で実施する研修会への派遣等を含めることもできる。
- 実施されたファカルティ・ディベロップメントが教育の質の向上や授業の改善に結び付いたかを 具体例に即して分析。
- 教育の質の向上に結び付けるための取組・方法（システム）や、把握された問題点等に対する具体的改善方策の検討及び実施状況について分析。

＜関連法令等＞

- ・ 高等専門学校設置基準

（第17条の4）高等専門学校は、当該高等専門学校の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教員のニーズを汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ ファカルティ・ディベロップメントに関する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規則
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）の内容・方法及び実施状況（教員の参加状況、配付資料等）
- ・ ファカルティ・ディベロップメントに関する報告書等の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善に結び付いたことが把握できる資料
- ・ 具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等）

9-2-② 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- 組織として教育支援者等（例えば、**事務職員**、**技術職員**、（助手を置いている場合には）助手等）の資質の向上を図るための教育支援者等に対する研修を適切に実施しているかどうか、**実施方針・内容**・**方法及び実施状況**（参加状況等）について**具体例を示しつつ分析**。
- ※ 教育支援者に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修を実施しているかに留意。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準

（第 10 条の 2）高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条の四に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育支援者等に対する研修に関する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規則
- ・ 教育支援者等に対する研修の内容・方法及び実施状況（教育支援者等の参加状況、配付資料等）

基準 10 財務

10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているかどうかについて分析。併せて、債務の状況についても分析。
- 当該観点では、「資産を有しているか」と「債務が過大ではないか」の2つの視点から分析が必要。
- 過去5年間程度の貸借対照表等の財務諸表を示しつつ分析することが必要。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準

(第27条の2) 高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 過去5年間程度の貸借対照表、財産目録、予算書・決算書等の財務諸表、資産の保有状況一覧等

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【留意点】

- 過去5年間程度の収入（運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入の状況等を示すことが必要）の状況から教育研究活動を安定して遂行するための経常的な収入が確保されているかどうか分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 過去5年間程度の収入（運営費交付金、授業料、入学料、検定料等）の確保等の状況

10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

【留意点】

- 過去5年間程度の科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等ごとの外部資金の獲得状況から外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 過去5年間程度の収入（科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等の外部の財務資源）の確保策や実績等の状況

10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】

- 収支に係る **方針、計画などの策定状況**（手続き、経路、決定機関等）について分析。
また、関係者（教職員、学生、保護者、資金出資者等が考えられるが、学校の目的や状況によって異なる。）への **明示の状況** についても分析。
- 当該観点では、「計画等が策定されているか」と「関係者に明示されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 予算配分方針・基準、予算配分額等を示して分析することが必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 収支計画及びその審議・決定状況、公表状況を把握できる資料（議事録の該当箇所）
- ・ 予算配分方針・基準、予算配分額等を把握できる資料

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【留意点】

- **過去5年間程度の損益計算書、消費収支計算書**を示して分析することが必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 過去5年間程度の損益計算書、消費収支計算書

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【留意点】

- **予算配分の状況**など資源配分の適切性について分析。
- 予算の配分状況とその **実績（執行状況）**を対比させて分析することが必要。
- **校長裁量経費等の重点配分経費**の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等）についても併せて分析。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準

（第27条の2）高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 資源配分に係る方針及びその審議・策定状況
- ・ 教育経費、研究経費、施設設備費の配分資料
- ・ 校長裁量経費等の戦略的経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料

10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【留意点】

- 設置者の説明責任を果たすという観点から、**財務書類の公表状況**について分析。

<関連法令等>

- ・独立行政法人通則法
(第38条)

4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- ・私立学校法

(第47条) 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 財務諸表の公表状況が把握できる資料(刊行物、ウェブサイトの掲載箇所等)

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【留意点】

- 会計監査の実施状況について分析。

<関連法令等>

- ・独立行政法人通則法

(第38条) 独立行政法人は、毎事業年度、**貸借対照表**、**損益計算書**、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「**財務諸表**」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(第39条) 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

- ・私立学校振興助成法

(第14条) 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、**貸借対照表**、**収支計算書**その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 外部監査、学内監査、国立高等専門学校間の相互監査等各々の会計監査に係る監査報告書
- ・ 学内会計監査規則(科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)の監査規則も含む)

基準 1 1 管理運営

11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

【留意点】

- 学校の教育等の諸活動における意思決定プロセスにおいて、校長、各主事、各種委員会等の役割が明確にされているかどうかについて分析。併せて、この意思決定プロセス、体制間の連携、責任体制等について分析。
- また、意思決定プロセス等を含め、校長が全体を把握しリーダーシップをとれる体制となっているか分析。
- 当該観点では、「役割が明確になっているか」と「意思決定が行える態勢となっているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

- ・ 学校教育法
(第 120 条)
 - 3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
- ・ 学校教育法施行規則
(第 175 条) 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。
 - 2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。
 - 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
 - 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあつては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
 - 5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 校長、各主事、委員会等の体制が把握できる資料（構成、役割・責任、組織等相互関連図、関連諸規則等）
- ・ 企画・立案から意思決定までの過程が把握できる資料

11-1-② 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

【留意点】

- 「効果的に活動しているか」については、支障なく機能的に活動していることを分析。
- 当該観点では、「諸規程が整備されているか」、「適切に役割を分担しているか」と「効果的に活動しているか」の3つの視点で、各種委員会及び事務組織、危機管理体制を分析。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準
(第 10 条) 高等専門学校には、その運営のために必要な相当数の事務職員その他の職員を置かなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 関係諸規定及びその整備状況が把握できる資料
- ・ 管理運営に関する委員会、事務組織の体制、危機管理体制が把握できる資料（構成、役割・責任、組織等相互関連図、関連諸規則等）

11－2 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。

11－2－① 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

【留意点】

- 当該観点では、**学校教育法第109条第1項に規定された総合的な自己点検・評価**について「行われているか」と「評価結果が公表されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 自己点検・評価は、第三者の項目設定による評価（例えば JABEE の自己点検）を実施しているだけでは不十分。各高等専門学校で適切な項目を独自に設定し、適当な体制を整えて総合的に自己点検・評価を行い、自ら結果を公表していることが必要。

< 関連法令等 >

- ・ 学校教育法
(**第109条**) 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（第123条において高等専門学校に準用）
- ・ 学校教育法施行規則
(**第166条**) 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、**適当な体制を整えて行う**ものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 自己点検・評価の実施体制、実施状況、点検項目一覧、関連規則
- ・ 自己点検・評価報告書
- ・ 自己点検・評価の結果が掲載された刊行物の該当箇所及び配布状況
- ・ 自己点検・評価の結果が掲載されたウェブサイトの該当箇所等

11－2－② 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

【留意点】

- 外部有識者等による検証の方法および実施状況等进行分析

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 自己点検・評価の外部有識者による検証が把握できる資料（実施要領、実施日程、外部評価委員名簿等）
- ・ 自己点検・評価の外部検証結果が掲載された刊行物の該当箇所
- ・ 自己点検・評価の外部検証結果が掲載されたウェブサイトの該当箇所等

11－2－③ 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

【留意点】

- 自己点検・評価の結果が、対象組織や個人に**フィードバックされているかどうか**について分析するとともに、その**評価結果**を管理運営上の**改善に結び付けられるようなシステムが整備**されているかどうかについても分析し、実際に**管理運営上の改善に結び付いた取組**を行っているかどうかについても**具体例を示しつつ分析**。
- この観点では、「フィードバックされているか」とシステムが「整備されているか」と「有効に運営されているか」の3つの視点から分析が必要。
- 基準9においては、教育活動の改善システムを分析し、当該観点では、管理運営上の改善システムについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 評価結果のフィードバック状況が把握できる資料
- ・ 各種委員会等のシステム及び活動状況が把握できる資料（組織相互関連図、役割と責任、関係諸規則、議事録、活動記録等）
- ・ 改善方策・事例の具体的内容

11-3 学校の目的を達成するために、外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。

11-3-① 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

【留意点】

- 管理運営面に関する意思決定プロセスにおいて、必要に応じて外部有識者（卒業生が含まれていてもよい）の意見や第三者評価結果（前回の機関別認証評価の結果やJABEE教育プログラム認定評価結果等）が有効に反映できるシステムを有しているかどうか分析。学校における諸活動を行うに当たり、それらの意見が反映されている場合には実例を示す。
- ここでは、教育活動状況ではなく、管理運営に関する反映である点に留意。
- 管理運営面において外部有識者の意見が有効に反映できるシステムとは、定期的に外部有識者の意見を聴取し、意思決定や学校運営に活かすための活動（国立大学法人に設置される経営協議会など）を想定している。学校によっては、外部評価の結果や企業訪問で聴取した意見を管理運営に活かしていることも考えられるが、管理運営面に適切に活かされていることが確認できれば、システムとして認められるものである。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 外部評価の実施体制、実施状況が把握できる資料
- ・ 懇談会や企業訪問等で意見を把握している場合には、意見内容と聴取機会が確認できる資料
- ・ 外部有識者の意見や第三者評価の結果を管理運営に反映させる体制（フィードバックの方法、組織関係図、関連規則等）
- ・ 管理運営に具体的に反映された内容が把握できる資料

11-3-② 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又退職技術者を含む企業人の教育研究的資源等の活用について分析
- 「社会と共に次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を实践する活動例について分析
- 財務的資源については、基準10で分析・評価し、ここでは教育資源、研究的資源について分析

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流など、外部の機関の持つ教育力の活用例
- ・ 地域の高等教育機関同士の協力協定
- ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例
- ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援
- ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等）、体育施設の利用及び支援
- ・ 地域の催事等を含むコミュニティとの交流体験実施例

11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、**わかりやすい表現やアクセスしやすい手段**を用いて、社会に発信しているか分析。

<関連法令等>

・学校教育法

(第 115 条) ② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

・学校教育法

(第 113 条) 大学は、教育研究の成果の普及及び促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(第 123 条において高等専門学校に準用)

・学校教育法施行規則

(第 172 条の 2) 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。(第 179 条において高等専門学校に準用)

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 高等専門学校の教育研究活動の状況や成果に関する情報を掲載した刊行物の該当箇所
- ・ 高等専門学校の教育研究活動の状況や成果に関する情報を掲載したウェブサイトの掲載箇所

選択的評価事項 A 研究活動の状況

A-1 高等専門学校の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。

A-1-① 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。

【留意点】

- 学校の研究の目的（選択的評価事項の目的として掲げた目的）を達成するための実施体制、設備等を含む研究体制及び支援体制の整備状況・活動状況について研究の目的の項目に対応させて分析。活動状況など機能面については、具体例を示しつつ分析。
- この観点では、研究体制及び支援体制それぞれについて「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

＜関連法令等＞

- ・ 高等専門学校設置基準
(第2条)

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 研究に携わる教員等の配置状況
- ・ 研究テーマ一覧
- ・ 教員個人による研究に対する支援体制、内容が把握できる資料
- ・ 研究支援組織（事務組織等）との連携体制及びその機能状況
- ・ 共同研究等、他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況

A-1-② 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。

【留意点】

- 学校の研究の目的に照らして、どの程度活動の成果が上げられているか、目的の達成度について実績等を示すデータ等を用いて分析。
- 目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、目的に照らした研究の成果及び目的の達成度についての分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 地域社会との連携・協力の実績
- ・ 技術・製品等の創出・改善の実績、特許等出願状況、特許等取得の実績
- ・ 教材開発、教科書執筆等の実績
- ・ 論文発表、学会・研修会での発表等の実績
- ・ 外部資金応募状況
- ・ 外部資金獲得状況
- ・ 各種受賞等の実績
- ・ 研究活動状況や成果についての新聞記事等
- ・ 研究成果としての研究報告書、発表論文など

A－１－③ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 「目的に沿った研究活動」又は「目的を達成するための研究活動」の実態・実績及び問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制の整備状況について、組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化等の視点から分析。また、機能面については、活動状況とともに効果や成果について具体例を示しつつ分析。
- この観点では、「整備されているか」と「機能しているか」の２つの視点からの分析が必要。
- 研究活動の実態・実績を把握しているものの、現在では改善を要する状況にない場合には、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況について分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各種委員会等のシステム及び活動状況（組織関係図、関係諸規程、議事録、活動記録、分析内容等）
- ・ 教職員や学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ 外部評価報告書又は自己点検・評価報告書の該当箇所
- ・ 具体的改善事例の内容、実績等

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B-1 高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

B-1-① 高等専門学校の教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。

【留意点】

- 正規課程の学生以外に対する学習機会の提供等の教育サービスについて、**具体的方針が策定され、計画的に実施**されているかどうかについて分析。実施体制について分析することは必須ではない。
- **目的（選択的評価事項の目的として掲げた目的）に沿って計画的に**行われているか分析。

<関連法令等>

- ・ 学校教育法
(第107条) 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。(第123条において高等専門学校に準用)
- ・ 高等専門学校設置基準
(第21条) 高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者(次項において「科目等履修生」という。)に対し、単位の修得を認定することができる。
 - 2 高等専門学校は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第6条及び第24条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
 - 3 高等専門学校は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、1の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育サービスの目的が記載されている規定等の該当箇所
- ・ 教育サービスの目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料等の該当箇所
- ・ 教育サービスの目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所
- ・ 目的と計画の周知状況が把握できる資料

B-1-② サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。

【留意点】

- 具体例を示しつつ分析。
- 目的が複数ある場合は、**それぞれの目的ごとに、目的に照らした教育サービスの成果及び目的の達成度についての分析が必要**。
- **機能面**については、**実質的な活動等**(把握した問題点等を改善に結び付けた事例)が行われているかについて分析。
- 当該観点では、「活動の成果が上がっているか」と「改善のためのシステムがあるか」と「そのシステムが機能しているか」の3つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 活動別参加者数
- ・ 参加者・利用者アンケート等、活動の成果を把握できる資料
- ・ 活動の成果を検証し、教育サービスの改善を図るための体制等、組織関係図及び議事録等
- ・ 具体的な改善事例の内容、実績等